

養徳学舎改修基本計画策定業務に係る事業者審査基準

養徳学舎改修基本計画策定業務委託事業者の選定は、養徳学舎改修基本計画策定業務事業者選定審査会において、下記の選定審査基準に基づき審査する。

- 1 選定審査基準
- (1) 評価方法
- 提出された企画提案資料等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション（審査会）及び提案者との質疑応答を下記（２）の評価基準に基づき評価する。
- (2) 評価基準

各委員が採点

審 査 項 目		評 価 基 準	配点	内訳	評定			
1	業務理解度	事業目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。	25	5	・目的及び業務内容を踏まえ、網羅的かつ簡潔、明瞭に記載されている・・・5点 ・目的及び業務内容を踏まえ、網羅的かつ簡潔に記載されている・・・3点 ・目的及び業務内容を踏まえ、網羅的に記載されている・・・1点			
2	実施体制	事業目的の達成に向けて、着実に業務遂行ができる能力を有しているか。		5	事業者の業務実績として、 ・公共施設の基本計画策定業務従事経験が3件以上かつ寮施設の基本計画策定業務従事経験が1件以上・・・5点 ・公共施設の基本計画策定業務従事経験が3件以上・・・3点 ・公共施設の基本計画策定業務従事経験が2件以上・・・1点			
3		事業目的を達成するための人員体制について、適正な実施体制が具体的に示されているか。		10	<table><tr><th>管理技術者</th><th>担当技術者</th></tr><tr><td>・公共施設の基本計画策定業務従事経験が3件以上かつ寮施設の基本計画策定経験が1件以上・・・5点 ・公共施設の基本計画策定経験が3件以上・・・4点 ・公共施設の基本計画策定経験が2件以上・・・3点 ・公共施設の基本計画策定経験が1件以上・・・2点</td><td>・公共施設の基本計画策定業務従事経験が3件以上かつ寮施設の基本計画策定経験が1件以上・・・5点 ・公共施設の基本計画策定経験が3件以上・・・4点 ・公共施設の基本計画策定経験が2件以上・・・3点 ・公共施設の基本計画策定経験が1件以上・・・2点</td></tr></table>	管理技術者	担当技術者	・公共施設の基本計画策定業務従事経験が3件以上かつ寮施設の基本計画策定経験が1件以上・・・5点 ・公共施設の基本計画策定経験が3件以上・・・4点 ・公共施設の基本計画策定経験が2件以上・・・3点 ・公共施設の基本計画策定経験が1件以上・・・2点
管理技術者	担当技術者							
・公共施設の基本計画策定業務従事経験が3件以上かつ寮施設の基本計画策定経験が1件以上・・・5点 ・公共施設の基本計画策定経験が3件以上・・・4点 ・公共施設の基本計画策定経験が2件以上・・・3点 ・公共施設の基本計画策定経験が1件以上・・・2点	・公共施設の基本計画策定業務従事経験が3件以上かつ寮施設の基本計画策定経験が1件以上・・・5点 ・公共施設の基本計画策定経験が3件以上・・・4点 ・公共施設の基本計画策定経験が2件以上・・・3点 ・公共施設の基本計画策定経験が1件以上・・・2点							
4	実施スケジュール	基本計画策定までのスケジュールにおいて、検討事項を適切に実施でき、契約期間満了までに基本計画の完成までに至るものとなっているか。	5	・想定される業務量と実施手順がスケジュールに反映され、その根拠も判断できる・・・5点 ・想定される業務量と実施手順がスケジュールに反映され、妥当性がある・・・3点 ・想定される業務量と実施手順がスケジュールに反映されている・・・1点				
5	事業実施内容	基本的な考え方および改修方法の検討が業務目的を達成するのにふさわしいものとなっているか。	65	5	評価できる・・・5点 やや評価できる・・・4点 普通・・・3点 あまり評価できない・・・2点 評価できない・・・1点 【評価の着眼点】 ・具体的な手法・提案について記載があるか。 ・取り組むうえでの着眼点及び留意点が十分に把握できているか。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか。 ・業務目的を達成するための工夫（提案）が見られるか。			
6		改修後の運営・管理に関する考え方が業務目的を達成するのにふさわしく、具体的なものとなっているか。		20				
7		改修コストや維持管理運営コストの削減を図るための着目がなされているか。		10				
8		調査・分析結果に対する課題の抽出及び課題の解決方法について、具体的な記載があり、妥当性があるか。		20				
9		提案者のノウハウを活かした個性ある提案であるか。		10				
10	事業費	事業実施内容にかかる提案を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、経済性のある金額であるか。 予定価格に対する提案価格の割合により、以下のとおり評価する。	10	10	・委託上限額の92％未満・・・・・・・・・・10点 ・委託上限額の92％以上から94％未満・・・・9点 ・委託上限額の94％以上から96％未満・・・・8点 ・委託上限額と96％以上から98％未満・・・・7点 ・委託上限額と98％以上から同額・・・・・・・・6点 ・委託上限額を超過・・・・・・・・・・失格			
				100				

- 2 委託事業者選定方法
- (1) 項目5～9について、各項目5段階評価とする。
10点の配点箇所は、それぞれ5段階評価×2と計算する。
20点の配点箇所は、それぞれ5段階評価×4と計算する。
5：評価できる 4：やや評価できる 3：普通 2：あまり評価できない 1：評価できない
- (2) 見積額が委託上限額を上回るものは失格とする。
- (3) 提案者のうち、各委員による合計得点の平均が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を委託候補者として特定する。